

英国会社の取締役変更の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で述べられている英国会社とは、英国の 2006 年会社法 (*The Company Act 2006*) に基づき設立された非公開株式会社 (*Private Company Limited by Shares*) を指します。

英国会社は取締役を変更する必要がある場合、取締役会の決議を通じて新しい取締役を委任し、現職取締役の辞任を同意した後、同意する日から 14 日以内に英国会社登記所 (Companies House) に申告することができます。

弊所は英国会社の取締役変更を代行するサービス費用は 120 ポンドです (1 名の新しい取締役を委任し、1 名の現職取締役の辞任を同意する場合)。サービスには、変更に必要な全ての書類の作成・提出が含まれます。詳細は第 1 節をご参照ください。

英国会社の取締役を変更するために、申請者は英国会社の設立証明書コピー、最新の年次申告書コピー、定款細則コピー、及び新しい取締役の身分証明書類や住所証明書類などを提供する必要があります。詳細は第 3 節をご参照ください。

一般的に、弊所はお客様から全ての必要書類を受け取ってから、英国会社の取締役変更の手続きを全て完了するまで、約 2~3 営業日かかります。詳細は第 4 節をご参照ください。

上述のサービス費用には、現職取締役が自己都合で辞任する場合が適用されません。現職取締役は辞任を拒否する場合、会社の株主は特別決議を通じて取締役を解任する必要があります。現職取締役の解任が必要な場合、弊所のサービス費用は別途請求となります。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietao Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

1. サービス項目と費用

弊所は英国会社の取締役変更を代行するサービス費用は 120 ポンドです。具体的には以下サービスが含まれます。

- (1) 英国会社の取締役変更に関するお客様の質問を回答
- (2) 定款を審査
- (3) 取締役会議事録又は書面決議書、取締役の辞任を同意する書類、英国会社登記所の所定の書類を作成
- (4) 所定の書類を英国会社登記所に提出

備考:

- (1) 上述の費用には、1 名の新しい取締役を委任し、1 名の現職取締役の辞任を同意する場合は適用されます。2 名以上の取締役の委任・辞任の場合、サービス費用は別途請求となります。
- (2) 上述の費用には英国会社の取締役変更により生じた書類の郵送料(ある場合)が含まれていません。

2. 支払条件

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドと合わせてお客様に送信します。お客様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、お客様は事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供し始めた後、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

3. 必要書類

- (1) 会社設立証明書写し
- (2) 定款細則写し
- (3) 最新の年次申告書写し
- (4) 最新の年次申告書が提出された後に提出された全ての変更申告書類
- (5) 会社登記所での登録番号 (Authentication Code)
- (6) 新しい取締役の認証済身分証明書類 (パスポートなど) 及び直近 3 ヶ月の住所証明書類 (公共料金領収書、銀行取引明細書など)

備考:

- (1) 弊所はお客様の英国会社の秘書役を務めている場合、お客様は(1)～(5)を提供する必要がありません。
- (2) 上述の身分証明書類及び住所証明書類は、弊所のスタッフ、公認会計士、弁護士、公証役場、銀行マネージャーによって認証されなければなりません。お客様は株主・取締役の身分証明書類を持って啓源事務所のいずれかへお越しすることができます。あるいはビデオを通じて弊所のスタッフと書類を認証します。また、お客様は所在する場所の会計士、弁護士、又は公証役場に書類を認証させることもできます。

- (3) 上述の書類は英語表記でない場合、認証済英訳が必要です。弊所は翻訳サービスが提供できます。サービス費用は別途相談となります。

4. 手続きと所要時間

一般的に、弊所はお客様から全ての必要書類を受け取ってから、英国会社の取締役変更の手続きを全て完了するまで、約 2～3 営業日かかります。弊所は、英国非公開会社の取締役を変更する手続き及び所要時間は以下の通りです。

手順	手続き	営業日
1	お客様は電子メール・ファクス・郵送にて必要書類(第3節)を弊所に送付し、弊所のサービス費用を支払います。	お客様次第
2	弊所は定款細則を審査し、取締役変更に必要な取締役会議事録又は書面決議書、取締役辞任を同意する書類、英国会社登記所によって指定される書類などを作成し、お客様に送付します。	1
3	お客様は書類に署名し、署名済書類を弊所へ返送します。	お客様次第
4	弊所は署名済書類を英国会社登記所に提出します。	1～2
5	弊所は取締役変更手続きを完了した後、全ての関連書類をお客様に送付します。	お客様次第
合計		2～3 営業日

5. 手続き完了後得られる法的書類

取締役変更手続きが完了後、下記の法的書類をお客様に渡します。

- (1) 取締役会議事録又は書面決議書
- (2) 取締役辞任を同意する書類(ある場合)
- (3) 英国会社登記所によって指定される書類

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com